



2025年3月19日

各 位

会社名 全保連株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 迫 幸治
(コード番号：5845 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部部长 長瀬 雅史
(TEL：050-3124-6500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の第24回定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的に関する変更

当事業の現状に即して実施予定のない事業目的を削除するため、現行定款第2条（目的）第5号の規定の一部を変更するものであります。

(2) 取締役会の招集権者及び議長に関する変更について

経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築および取締役会の柔軟かつ機動的な運営を可能とするため、現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）の規定の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款（抜粋）	変更案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 第1号～第4号（条文省略）。 第5号 不動産の <u>売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定</u> 、管理、保有並びに運用 第6号～第15号（条文省略） (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故又は不在その他の事由により議長を務めることができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 第1号～第4号（現行どおり） 第5号 不動産の賃貸借、鑑定、管理、保有並びに運用 第6号～第15号（現行どおり） (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会で選任された取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>当該取締役</u> に事故又は不在その他の事由により議長を務めることができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月26日(木)
定款変更の効力発生日	2025年6月26日(木)

以上